

森林分野 CPD 会員等加入・退会手続き

[公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）による CPD]

2025（令和 7）年版

目次

I	森林分野 CPD 会員加入・退会手続き	1
II	機能付き法人専用 ID 会員加入・退会手続き	6
III	団体会員への加入	7
別紙	森林分野 CPD の年会費等表	8

最終改訂：2025-01-10

森林分野 CPD 会員に加入できる人

JAFEE 正会員または CPD 団体会員に所属する会員、職員、あるいは JAFEE 正会員または CPD 団体会員に加盟している企業等に所属する者（以下、「JAFEE 正会員等に所属する者」）で、現在森林分野の技術業務に携わっている者は、森林分野 CPD 会員に加入できます。

JAFEE 正会員、CPD 団体会員への加入方法については各団体にご照会ください。

I. 森林分野 CPD 会員加入・退会手続き

1. CPD 会員への加入手続き

次ページの「加入手続きの流れ」に沿って、手続きしてください。

JAFEE 正会員等に所属する者は、所属団体経由で JAFEE へ加入申請してください。個人からの直接加入申請は受け付けておりません。

「機能付き法人専用 ID 会員」に所属する者は、所属先から JAFEE へ直接加入申請してください。

申請書は所属する団体から入手してください。機能付き法人専用 ID 会員は JAFEE ホームページから申請書をダウンロードできます。

新規加入者の特典

新規加入会員は、加入時点より 3 か年前までの CPD 実施記録を遡及登録できます。

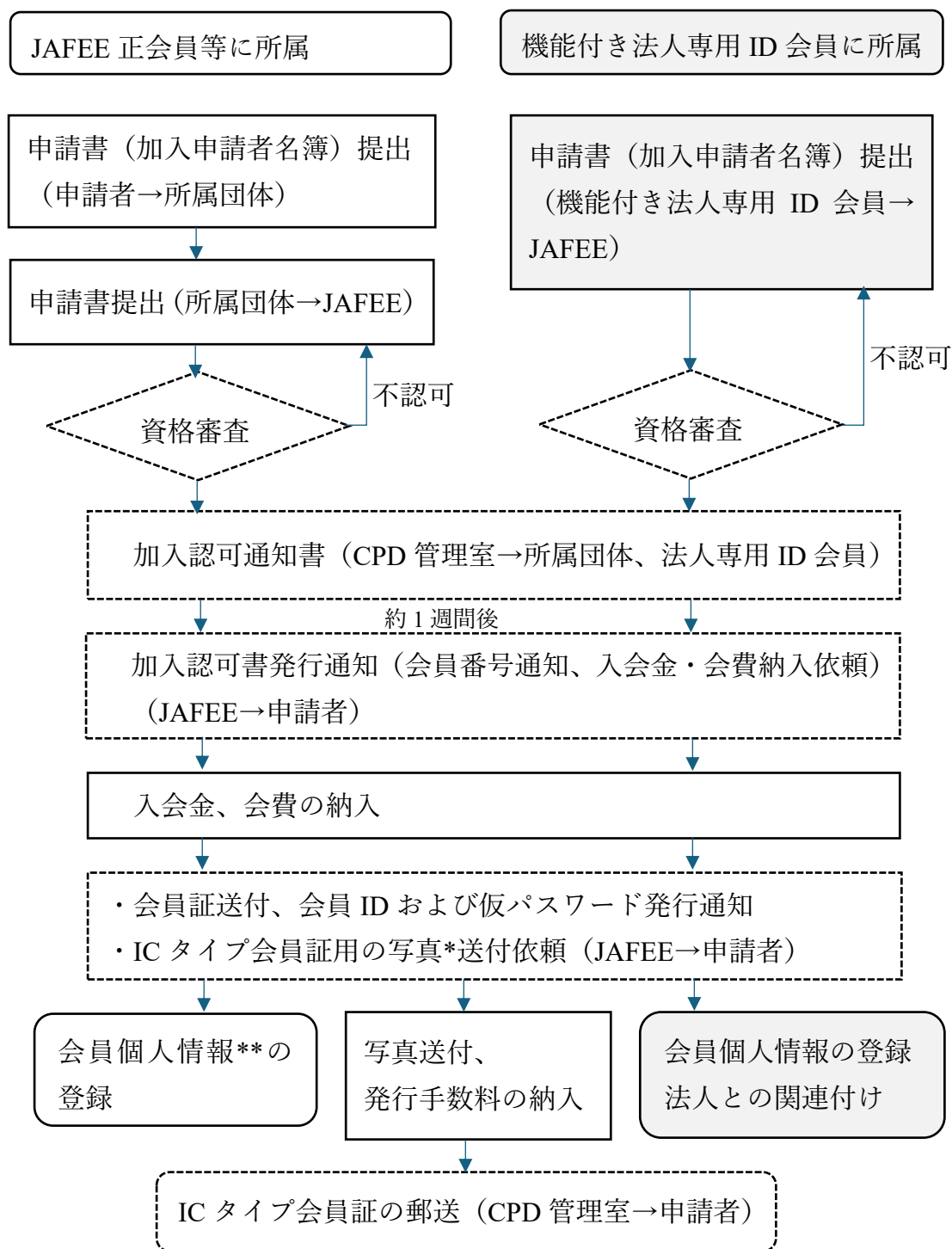


図 加入手続きの流れ



*；たて 4.5cm、よこ 3.5cm、2 枚、写真の裏面に会員番号、氏名を記入してください。JPEG 等画像ファイルでも可です。

**；加入者の氏名、所属団体、所属法人名の変更はできません。所属先が変わると会員番号を変更する必要があります。2.の指示に従って手続きしてください。

1) JAFEE 正会員は、令和 6 年度現在、以下の 20 団体です。

- (一社) 日本森林学会
- (公社) 砂防学会
- (公社) 日本地すべり学会
- (公社) 日本造園学会
- 樹木医学会
- 森林計画学会
- 森林立地学会
- 森林利用学会
- 日本緑化工学会
- (公社) 大日本山林会
- 森林部門技術士会
- (一社) 日本林業技士会
- (一社) 日本林業土木連合会
- (一社) 全国森林土木建設業協会
- (一社) 森林技術コンサルタンツ協議会
- (一社) 林道安全協会
- 全国国有林造林生産業連絡協議会
- (一社) 日本治山治水協会
- (一財) 日本森林林業振興会
- (一社) 林業機械化協会

2) CPD 団体会員は、令和 6 年度現在、以下の 5 団体です。

- 宮崎県森林組合連合会
- 熊本県森林組合連合会
- 青森県森林組合連合会
- 岐阜県森林組合連合会
- 鹿児島県森林組合連合会

<会員個人情報の登録>

森林分野 CPD ウェブサイトの「CPD 会員の方」からログインして、作業してください。



2. 所属先変更に伴う加入手続き

JAFEE 正会員または CPD 団体会員に所属する CPD 会員で、所属先が変わると（所属先の名称変更も含む）、会員番号を変更する必要がありますので、新規加入申請手続きと同様の加入手続きしてください。

その際、これまでの CPD 会員履歴（実施記録、会費納入記録）を継続する場合は、申請書（加入申請者名簿）に移籍前の CPD 会員番号および所属法人名を記入するとともに**会員履歴の継続を希望する旨を朱書き**して提出してください。

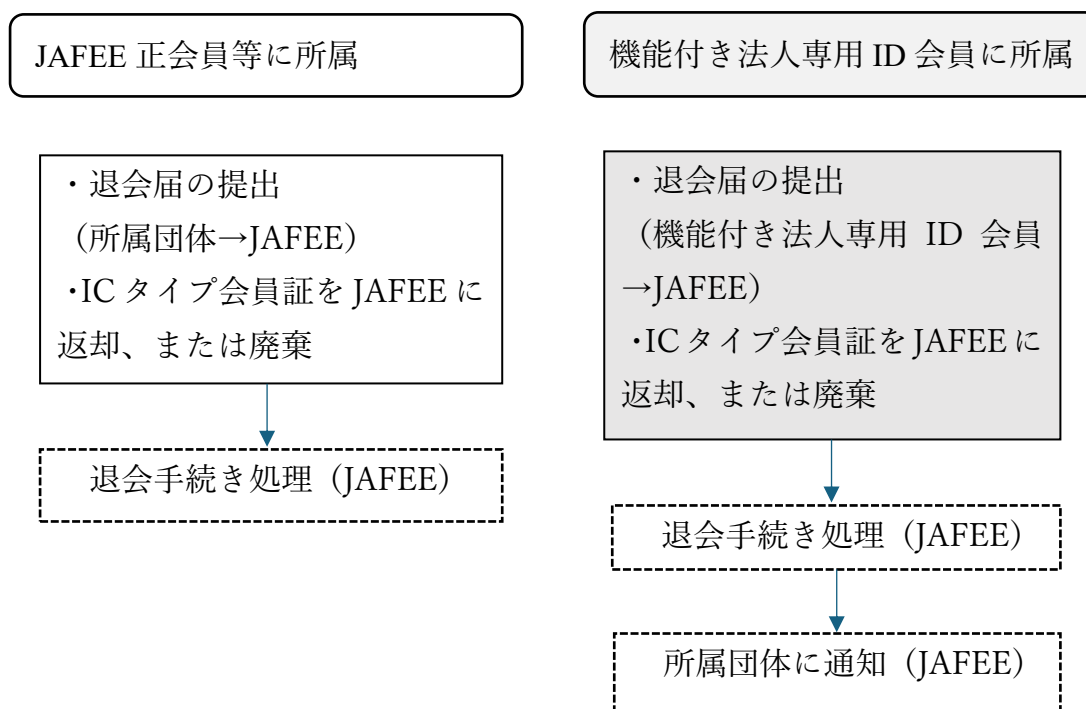
手続きが完了すると、JAFEE から「所属先変更に伴う会員証の発行通知」（新会員番号、仮パスワード）が発行されます。

※ 所属団体が退会した場合の会員資格

JAFEE 正会員、CPD 団体会員に所属している法人に所属する CPD 会員は、その法人が所属団体を退会した場合は CPD 会員の資格がなくなります。

3. CPD 会員退会の手続き

- ・CPD 会員を退会される際には、退会届に会員番号、氏名、退会理由を明記し、メールで CPD 管理室に提出してください。
- ・法人が手続きする場合は CPD 会員本人から退会の上承の確認をとってください。
- ・退会手続きと同時に IC タイプ会員証を JAFEE に返却、または確実に廃棄してください。
- ・退会手続き処理すると、過去の実施記録は全て抹消されることにご留意ください。



II. 機能付き法人専用 ID 会員加入・退会手続き

1. 機能付き法人専用 ID 会員への加入手続き

1) 「機能付き法人専用 ID 会員」の資格要件

次の(1)及び(2)の要件をともに満たしている団体、法人等であること。

(1) 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる団体、法人等

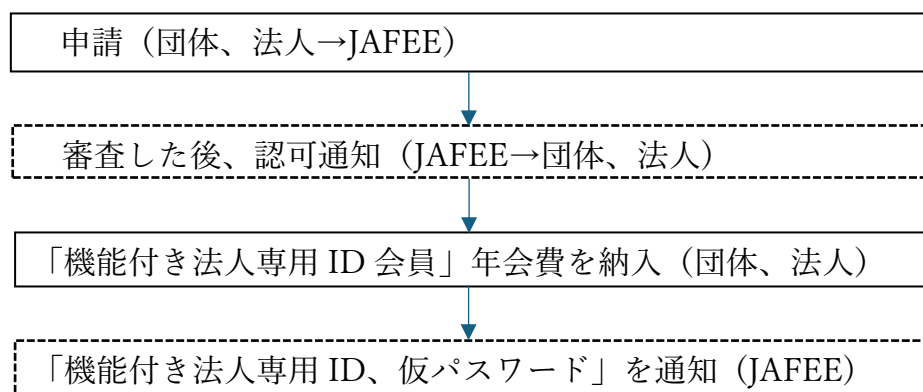
- ① JAFEE 正会員
- ② CPD 団体会員
- ③ JAFEE 正会員及び CPD 団体会員傘下の団体、支部、企業等

(2) 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる条件

- ① 団体、法人等に所属する CPD 会員を有していること。
- ② 団体、法人等が所属する CPD 会員から申請、閲覧等を個人に代わって行うことの承諾を得ていること。

2) 「機能付き法人専用 ID 会員」加入申請の手続き

申請書の書式については JAFEE にお問い合わせください。



3) 機能付き法人専用 ID 会員と CPD 会員との関連付け

制度を機能させるためには、加入後、機能付き法人専用 ID 会員と所属 CPD 会員の双方から関連付けを行う必要があります。

加入時に別途配布する「機能付き法人専用 ID 会員用利用の手引き」を参照して速やかに関連付けして下さい。

(注)

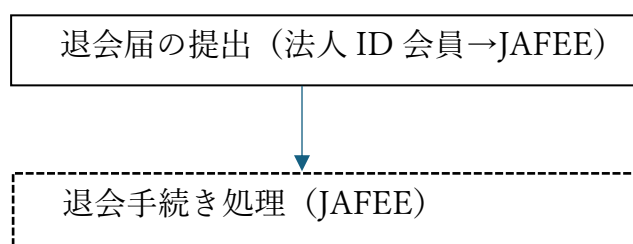
・所属 CPD 会員個人から申請、閲覧等を個人に代わって行うことを承諾した A 会員または B 会員のみ、双方から関連付けして下さい。

- ・当該法人に所属していない CPD 会員は関連付けできません。
- ・所属 CPD 会員が他法人に移籍する場合は、移籍前に CPD 会員個人の ID から所属している法人の「関連付け ID 及び関連付けパスワード」を解除し、移籍手続きが完了後に新たに取得した CPD 会員の ID から移籍後の法人の「関連付け ID 及び関連付けパスワード」を入力して関連付けしてください。

2. 「機能付き法人専用 ID 会員」の退会手続き

法人は機能付き法人専用 ID 会員番号、法人名、退会理由を明記した退会届（様式任意）をメールで提出してください。

機能付き法人専用 ID 会員と CPD 会員との関連付けの解除は、JAFEE において退会処理を行う際に一括して行います。



III 森林分野 CPD 団体会員への加入

CPD 団体会員とは、森林分野に関係する団体であって、CPD 委員会の承認を得て JAFEE 賛助会員として CPD 事業に参加する団体のことです。

- 1) CPD 団体会員になるためには、JAFEE に CPD システム開発負担金、CPD 団体会員年会費を納め、所定の手続きをとって加入・登録することが必要です。
- 2) CPD 団体会員は、当該団体に所属する会員から CPD 会員加入申し込みを受け付け、JAFEE への CPD 会員加入申込者名簿を提出するほか、CPD プログラム提供機関として CPD 会員の学習支援にも努めることとしています。

具体的な手続きについては、CPD 管理室にご照会ください。

別紙 森林分野 CPD 年会費等表

1. CPD 会員年会費等

- ・入会金 1,000 円
- ・年会費

A 会員	4,000 円	通信教育の受講及び実施記録証明書の発行が可能です。
B 会員	3,000 円	通信教育の受講はできません。実施記録証明書の発行は可能です。

2. 実施記録証明書発行手数料（令和 7 年 4 月 1 日以降の申請について適用します。）

- ・会員個人：1 件 1,000 円
- ・機能付き法人：法人全体分 1 件 1,000 円
所属会員分 申請者毎に 1 件 1,000 円

3. CPD 団体会員費等

システム開発負担金（1 口 1 万円）	1 口～50 口（上限）
年会費（1 口 1 万円）	1 口～30 口（上限）

（金額は所属会員規模等に応じて定めます。）

4. 機能付き法人専用 ID 会員年会費

- ・ 5,000 円

5. IC タイプ会員証の再発行料

- ・ 1 枚 1,000 円

6. 特定の CPD 会員に限定した非公開 CPD プログラムの事前審査・認定料

- ・プログラム件数に関係なく、審査 1 回につき 5,000 円